平成２４年（フ）第９２４号
広島県安芸郡府中町大通１丁目１番８号　Ｂ－３
債務者　垉　　克之
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３１１号
広島県廿日市市宮園８丁目11番地10
債務者　竹林　麗子
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５４号
山口県萩市大字堀内89番地57
債務者　福永　真一
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで　山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第１１１号
愛媛県今治市衣干町２丁目１番28号　衣干ハイランド403号、前住所愛媛県今治市上徳甲396番地５、前々住所愛媛県今治市大正町５丁目２番19号
債務者　川村　裕則
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第１４８号
福岡県飯塚市伊川1254番地14　江藤第一ビル101号
債務者　矢本しおり
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第１５１号
福岡県嘉麻市飯田242番地６
債務者　前畠　正和
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第１２２号
福岡県田川郡川崎町大字田原581番地の１
債務者　岡　　正広
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１２６号
福岡県田川郡福智町弁城2266番地１
債務者　山田　美穂（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第３８９号
宮崎市大字島之内7480番地８
債務者　牧野　節夫
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３９４号
宮崎市大字恒久1307番地２　斉藤コーポ５号
債務者　桑迫　秀幸
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４８０号
鹿児島県鹿児島市上之園町24番27号メゾンソレイユ603号、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市吉野町7861番地５
債務者　池田　浩一
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１１７号
鹿児島県霧島市隼人町神宮６丁目８番22号　セジュール孝元Ｃ－102
債務者　板敷　八郎
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第１２１号
鹿児島県阿久根市赤瀬川3435番地、前住所鹿児島県阿久根市西目6686番地
債務者　北野二紀男
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１２２号
鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野555番地１上野住宅３号棟、前住所鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野2542番地２
債務者　内田　美穂
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第２３０号
長野市松岡１丁目32番16―103号　Ｍシャルマン
債務者　櫻井　大造
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８５号
長野県飯田市北方399番地10
債務者　中平真由美
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで　長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第１１１９号
京都市北区紫竹北大門町12番地13　エスカーラ北山101号
債務者　石田裕二郎
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係